

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
9月19日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
- 公告
 - 平成二十九年砂利採取業務主任者試験の実施(商政課).....一
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....二
- 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数.....三



山口県告示第三百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	廃 止 年 月 日
渡辺内科・呼吸器科		防府市平和町一二番二号		山口県知事	平成二九、七、三一
医療法人社団慈徳会新郷外		柳井市南町二丁目七番一九号		村岡 嗣政	平成二九、五、二五
泉都薬局		山口市泉都町九番一四号			七、三一

じふく薬局	〃	阿東地福上一八五四	〃	〃	〃
そよかぜ薬局	〃	萩市大字東浜崎町九四	〃	〃	六、三〇
有限会社薬心堂多田薬局	〃	岩国市多田三丁目一〇二の六	〃	〃	七、三一

山口県告示第三百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	指 定 年 月 日
渡辺内科・呼吸器科		防府市平和町一二番二号		山口県知事	平成二九、八、一
スカイ薬局		宇部市南小羽山町二丁目一九番一四号		村岡 嗣政	九、〃
泉都薬局		山口市泉都町九番一四号			八、〃
そよかぜ薬局		萩市大字東浜崎町九〇			七、〃
多田薬局		岩国市多田三丁目一〇二の六			八、〃
なぐわ薬局		美川町南桑二四〇九の二			七、〃
そうごう薬局須々万店		周南市大字須々万本郷二九の一			九、〃

名 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等	名 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	指 定 年 月 日
NSプランニン	周南市岡田町一	平成二九、八、一
グ株式会社	〇番七号	〃
	訪問看護リハビリステーション	〇番七号
	ねこの手	〇番七号



(二五九)平成二十九年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十九年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十九年十一月十日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁商工労働部一号会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

五 受験願書の受付期間

平成二十九年十月十六日(月曜日) から同月二十七日(金曜日) まで(郵送の場合

は、十月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙

には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年十二月一日(金曜日)とし、合否を受験者に文書

で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の

開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百八十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(二六〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字国信

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地の三

株式会社ジューケン



山口県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十九年九月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二三、六五六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四七、八四七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四七、八四七
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	二四七、八四七
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四七、八四七

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四七、八四七
県教育委員会の委員長及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	

平成二十九年九月十九日
印刷發行

發行人
所

山口縣
知事
府